

制定 平成 22 年 3 月 10 日

改正 平成 23 年 2 月 15 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

要綱第 1 2 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区が、青少年育成を図るため、事業委託に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第 2 条 委託対象事業は、別表に掲げるもののうち、相手方が営利を目的としない団体に委託する事業とする。

(委託内容の提示)

第 3 条 区長は、事業を委託するときは、事業内容、経費および委託条件等を受託者に提示しなければならない。

(委託経費の支払)

第 4 条 委託経費の支払は、事業ごとの実施要領に定めるものとする。

(受託者の手続)

第 5 条 受託者は、区長に次の書類を速やかに提出しなければならない。ただし、区長は、別に必要と認められた書類を提出させることができる。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 契約書または請書
- (3) 請求書

(受託者の責務)

第 6 条 受託者は、事業実施に当たって、事業目的に従って実施しなければならない。

(事業計画の変更)

第 7 条 受託者は、受託後に事業計画等の変更が生じた場合は、直ちに実施計画等変更届を区長に提出し、承認を受けなければならない。

(状況報告および勧告)

第 8 条 区長は、委託事業の進行状況について随時報告を求め、または勧告することができる。

(報告書の提出)

第 9 条 受託者は、事業が完了したときは、直ちに事業実施報告書を区長に提出しなければならない。

(委託の取消)

第 10 条 区長は、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により委託を受けたとき。
- (2) 委託の内容またはこれを付した条件もしくはこれらに基づき命令その他法令に違反したとき。
- (3) 委託事業の実施方法が著しく不相当と認められたとき。

(委託金額の返還)

第 11 条 区長は、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託金額の全部または一部を返還させる

ことができる。

- (1) 委託事業を取り消したとき。
- (2) 事業計画に不履行があったとき。

(委託事業の経理)

第 12 条 受託者は、委託事業経費について、品川区会計事務規則（昭和 39 年品川区規則第 5 号）を遵守し、その収入および支出に関する帳簿を備え、経理ならびに事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、事業ごとに実施要領で定める。

(標準書式)

第 14 条 請求書等の標準書式については、別途定めることとする。

付 則

- 1 この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

委託対象事業

- (1) ジュニア・リーダー教室
- (2) ネイチャー・プロジェクト